

4 遺産分割の対象になる財産まとめ

今次の判例変更により、預貯金が遺産分割の対象と解されるに至ったことから、ここで、遺産分割の対象になる遺産をまとめてみますと、遺産分割の対象になる遺産は、相続開始時及び遺産分割時に存在する財産で、かつ、未分割の財産（積極財産＝遺産）をいいます。

(1) 相続開始時に存在した財産であること

ですから、

- ① 相続人の死亡直前に、被相続人に無断で処分された財産や、被相続人以外の者が処分した財産、銀行から引き出したため相続開始時には存在していない預貯金などは、遺産分割の対象にはなりません。
- ② 相続開始後に、遺産である不動産から生じた地代や家賃など法定果実も、遺産分割の対象にはなりません。この法定果実といわれる収益は、各相続人が、相続分に応じて取得することになります。遺産分割で当該不動産を取得した相続人のものになるものではありません（最高裁平成17年9月8日判決）。
- ③ 受取人が指定された生命保険金も受取人固有の財産で、遺産ですらないため、遺産分割の対象にはなりません（最高裁平成14年11月5日判決）。

(2) 遺産分割時にもある財産であること

ですから、相続開始時にあった財産でも、その後処分されたものは、遺産分割の対象にはなりません（東京家裁昭和44年2月24日審判）。

(3) 未分割の財産であること

ア 現金、動産、不動産、知的財産権など

（相続人が複数いる場合は、相続人全員の共有になる財産です。）

なお、遺産分割前に、相続人の一人から、保存行為として、遺産である不動産について相続人全員の法定相続分による共有登記ができますが、これは遺産分割の結果としての登記手続ではないため、未分割の遺産として、遺産分割の対象になります（最高裁昭和62年9月4日判決）。

イ 預貯金

前述のとおり、最高裁平成28年12月19日大法廷決定により、預貯金は、可分債権ではなく、したがって、遺産分割対象の財産になると解されることになりました。

ウ 株式などの金融商品

これらは数量的に分割できそうですので，可分債権と誤解されるかもしれませんが，すべて不可分債権です。ですから，遺産分割の対象になります。

これを表にしますと，下記の表の中の「未分割財産」が遺産分割の対象になる財産になります。

相続開始時にあった財産		
遺産分割時にある財産		遺産分割時までになくなった財産
未分割財産	分割済の財産	
預貯金など	可分債権	遺贈財産（「相続させる」遺言対象財産を含む。後述）